

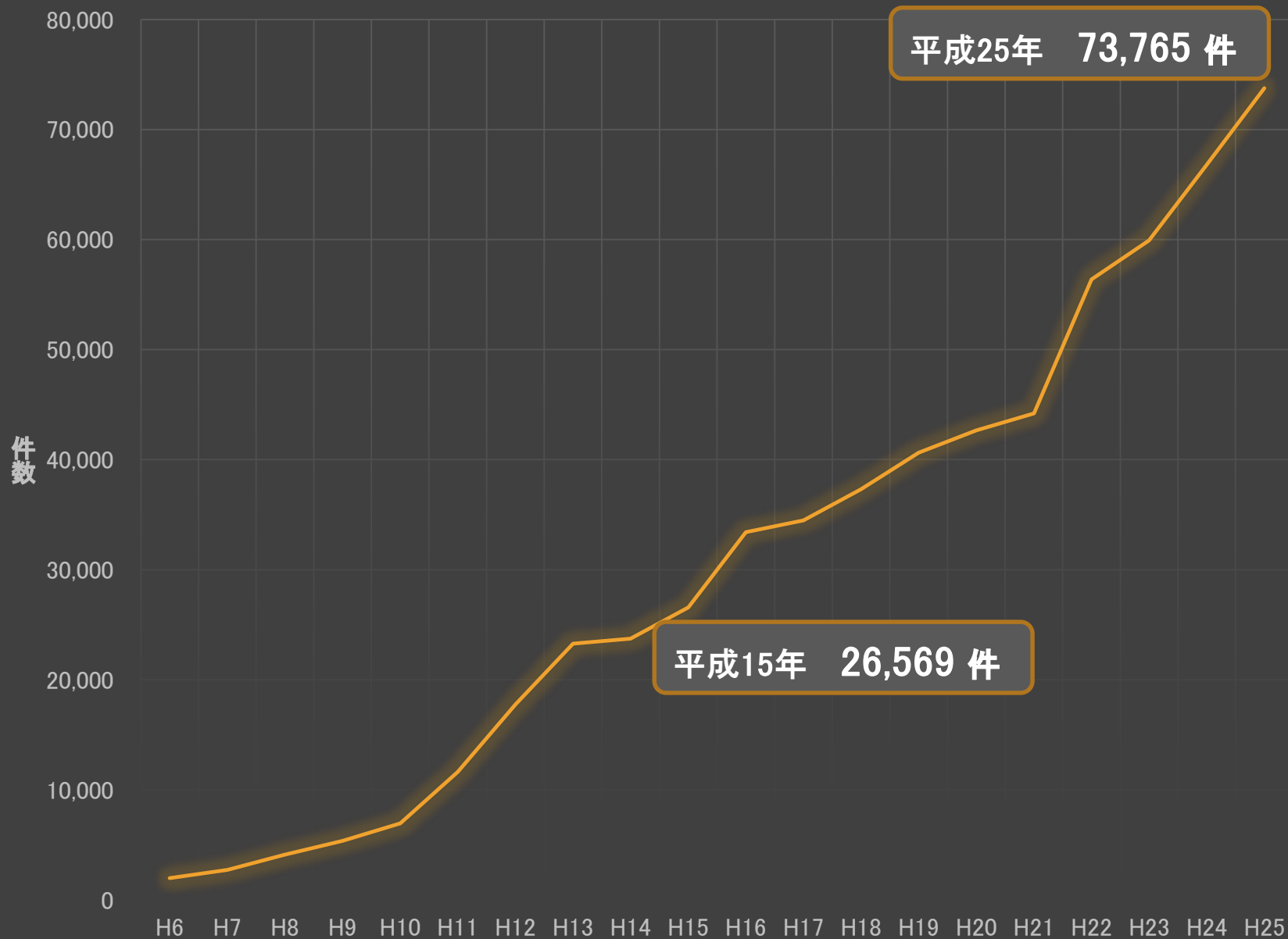
平成26年度
鳩山町人権問題を考える町民の集い

児童虐待から子どもたちを守る

子どもたちを取り巻く事件

- 居所不明の子どもたち
- 連れ去りや傷害事件
- いじめ
- 有害情報のはん濫
- 児童虐待

児童虐待相談対応件数の推移



深刻な児童虐待事件の増加

- 食事を与えないで放置して、衰弱させる。
- 風呂水に頭からつける。
- ストープに座らせる。
- 乳児をゆさぶり、重篤な障害がのこる。
- 子ども的人格を傷つける行為を繰り返す。

児童虐待防止関連法令の改正経過

- 昭和8年 旧児童虐待防止法制定
- 昭和22年 児童福祉法制定
(旧児童虐待防止法廃止)
- 平成12年 児童虐待防止法制定
- 平成16年 虐待の定義の明確化、
通報義務の拡大
- 平成19年 立入調査の強化等
- 平成20年 要対協の機能強化、乳児家庭全戸訪問等
- 平成23年 親権停止制度（民法の改正）、
親権者の不当な主張の禁止等

児童虐待とは

◆ 保護者による次の行為

身体的虐待

性的虐待

ネグレクト（養育放棄）

心理的虐待

保護者とは

◆ 子どもを現に監護、保護している者

親がいても、子どもの養育を他人に委ねていれば、保護者ではない。

逆に、母と内縁関係にある者が子どもを現に監護していれば、保護者となる。

身体的虐待

身体に外傷が生じ、または、
生じる恐れのある暴行を加えること

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または、
児童にわいせつな行為をさせること

ネグレクト（養育放棄）

心身の正常な発達を妨げるような放置や、
保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

暴言や、拒否的な態度など、
著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

しつけと虐待

親には「懲戒権」がある
ただし「監護及び教育に必要な範囲」に限る

- 子どもにとって有害かどうか。
- 親の気持ちは関係ない。

虐待発生要因

- 望まぬ妊娠
- 経済的問題
- 精神障害
- 育児ストレス
- 自らの虐待体験
- 生活状況の変化（離婚、内縁関係）
- ドメスティック・バイオレンス（DV）

児童虐待対応のプロセス

- 予防
- 児童の保護
- 家庭環境の調査と調整
- 自立支援

保護者の意に反する介入の困難さ

- 「密室」（家庭内）への介入であること
- 親権が強い権限であるのに対し、行政の権限は限定的であること

連携の必要性

複数の視点で取り組む
情報交換と意見交換が重要

- 児童相談所
- 市町村
- 保健所
- 福祉事務所
- 学校・幼稚園・保育所
- 児童委員

虐待発見の端緒

- 保護者や親類からの相談
- 定期検診
- 医師、歯科医師による異常の発見
- 保育所、学校からの情報提供
- 近隣住民からの通告
- 警察からの通告

通告の対象となる子ども

× 児童虐待を受けた児童



○ 児童虐待を受けたと思われる児童

通告するときの不安

市民にも**通告義務**がある

しかし・・・

- 相談や通告をしたことにより、児童の保護者から危害を加えられたら困る。
- 面倒なことに巻き込まれたら困る。
- 虐待の場面を見ておらず、本当に虐待が行われているかどうかわからないから躊躇する。

通告者のプライバシー保護

- 通告した人のプライバシーは保護される。
- どうしても実名を伝えるのが不安ならば、匿名通報でもかまわない。

通告を受けた後の対応の流れ

- ①安全確認
- ②調査（虐待があるのか、家庭の様子など）
- ③保護者への働きかけ
- ④保護者との分離
- ⑤保護者への働きかけ
- ⑥再統合（家庭復帰）

調査を拒否する保護者への対応

出頭
要求

立入
調査

再出頭
要求

臨検・
搜索

児童の一時保護

- 職権による一時保護
- 同意による一時保護

- 期間は原則として2ヶ月以内
- 一時保護所または一時保護委託先で生活する

調査の内容

- 虐待があるのかどうかの調査
 - 子どもの行動観察
 - 発達状況の確認
 - 外傷についての医学的判断
 - 心理検査
- 家庭環境の調査

親子分離

保護者とともに生活することが
子どもにとって望ましくない場合に
分離する措置をとる



乳児院や児童養護施設への入所など
里親委託

里親制度

「施設養護」より「家庭的養護」を目指す
温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境での生活
を通じて、特定の大人との愛着関係を築く

- ◇養育里親
- ◇専門里親
- ◇養子縁組希望里親
- ◇親族里親

強制的な分離

- 保護者の同意を得て、措置をするのが原則
↓ **保護者が同意しない場合**
- 児童福祉法に基づき、家庭裁判所の措置するための許可を得るための申立てをする
↓ **家庭裁判所の許可を得て措置**した後、
- 2年ごと、家庭裁判所の許可が必要となる。

保護者への関わり

保護者自身が虐待の認識を持つことが大切
保護者が抱えている問題への対処も必要

子どもへの適切な関わり方を知り、
子どもと適切に関わることができるよう

親権の制限（不当な妨げの禁止）

子どもが施設に入ると、
ときに親権と対立することがある



不当な妨げとなる場合は親権が制限される

- 子どもや施設職員等に対する実力行使
- 児童相談所、施設等の全体に迷惑を及ぼす
- 子どもに経済的な損失を与える
- 子どもの社会生活に支障を生じさせる
- 子どもの健康や成長、発達に悪影響を及ぼす

児童のアフターケアの問題

- 家庭復帰する上での課題
→ かつての家庭からの変化
- 自立支援の課題
→ 精神的自立と経済的自立

課題～「予防すること」の重要性

- 児童虐待の要因はとても複雑。
- さまざまな事情が絡み合って発生する。
- 早い段階での対処で紐解けることがある。

- 子どもへの負担をなるべく早期に取り除く。
- 「虐待の連鎖」を防ぐ。

本日はありがとうございました。



小島法律事務所

KOJIMA LAW OFFICE